

ストレスチェック制度の留意点

Q ストレスチェックは受けないといけないの？

A 一般定期健康診断などと違って、職員に受検の義務はありません。ただし、職員自身のための検査なので、できるだけ受検してください。

Q ストレスチェックの結果が職場に知られるのでは？

A ストレスチェック結果などの個人情報、健康管理医などの一部の者（ストレスチェックの実施者又は実施事務従事者）が管理しており、職員が同意しない限り、結果は職場に提供されません。

Q ストレスチェックを受けることで、不利益な取扱いを受けるのでは？

A 健康の確保の範囲を超えて、不利益な取扱いが行われることはありません。受検の強要や結果の提供に係る同意の強要、面接指導の申出の強要なども禁止されています。

【参考①】 過労死等の防止のための取組

「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に基づき、国家公務員に係る過労死等の防止のための対策を推進しています。

過労による心身の不調に対しても、ストレスチェック制度や、職場内外の相談窓口、各種研修、e-ラーニング教材等を積極的に利用し、心の健康づくりに取り組んでください。

【参考②】 パワー・ハラスメントについて

上司等からのいじめ、嫌がらせ（「パワー・ハラスメント」）の被害者であると思っている方は、以下の点に心がけて下さい。

- ・ 「パワー・ハラスメント」を受けたときは一人で我慢しないで、まずは、身近な同僚や信頼する先輩に相談してください。
- ・ 各府省又は人事院の苦情相談窓口にも遠慮なく申し出てください。
- ・ 「パワー・ハラスメント」の概念、なり得る言動、相談例、相談先等を紹介した「パワー・ハラスメント防止ハンドブック」は人事院ホームページに掲載しています。

<http://www.jinji.go.jp/sekuhara/handbook.pdf>